

## 行っ得！つしまクーポン券Q&A

Q1. 行っ得！つしまクーポン券とは？

A1. 対馬市内での観光コト消費（宿泊・飲食・交通サービス）に利用可能な割引クーポン券です。

- ・適用範囲：1人1泊当たり5,000円、最大15,000円まで
- ・割引適用：30,000人泊分

Q2. クーポン券の利用対象者は？

A2. 長崎県観光連盟が実施する「しま旅旅行商品」フリープランの利用者、「わくわく乗船券」の利用者、体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者が所定の場所で申請することにより交付を受け、登録加盟店で利用することができます。

Q3. 対馬市民は利用できないのか？

A3. 対馬市民を対象とした取組ではないため利用することはできません。また、国境離島交付金を活用しているため、国境離島島民運賃割引カードの利用者も当然ながら対象外となります。

Q4. クーポン券はどこで使えるのか？

A4. 長崎県観光連盟の取扱加盟店に登録するホテル・旅館・民宿などの宿泊施設、料亭・食堂・居酒屋などの飲食店、バス・タクシー・レンタカーなどの交通事業者で利用できます。

Q5. お土産品などには使えないのか？

A5. 取扱加盟店は宿泊施設、飲食店、交通事業者に限定します。お土産品を対象とした場合、タバコやジュース、日用品などとの区分が不明確となるため、対象とすることができません。

Q6. クーポン券が利用できる施設はどうやって知ることができるか？

A6. 長崎県観光連盟のホームページ「ながさき旅ネット」内に取扱加盟店一覧を掲載します。登録店舗数については随時更新しますので、最新情報を閲覧いただきたい。また、店舗側には対象であることが見てわかるように表示予定です。

Q7. クーポン券はどこで入手できるのか？

A7. 長崎県観光連盟がクーポン券交付及び精算業務を委託する事業者が利用者からの申請を受けて交付します。申請交付の場所及び営業時間等は以下のとおり。

施設名	住所	営業時間	連絡先
(株)対馬活性化事業会	厳原町国分 1351 番地	9:00~19:00	(株)対馬活性化事業会 090-6018-5951
対馬空港 ターミナルビル内	美津島町雞知乙 440 番地	8:30~16:30	
比田勝港国際 ターミナルビル内	上対馬町比田勝 958 番地 16	9:00~17:00	

Q8. クーポン券の申請交付、利用期間は？

A8. 令和2年4月1日から申請交付、利用することができます。終期は令和3年2月28日までですが、30,000人泊分が利用された時点でクーポン券の交付を終了することがあります。また、有効期限は交付日から4日間です。有効期限を過ぎたクーポン券は利用することができませんので、ご注意ください。

Q9. クーポン券は無料なのか？（販売ではないのか？）

A9. 販売ではなく交付です。要件となる体験付きの商品の購入者の申請に基づき、交付するものになります。したがって、クーポン券自体に金銭を伴うものではありません。

Q10. クーポン券の交付に冊数などの制限はあるのか？

A10. しま旅旅行商品（フリープラン利用）、わくわく乗船券利用、体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者に対して、1人1泊あたり1冊（5,000円分）のクーポン券を申請により交付します。一度の旅行で申請できる冊数は最大3冊（3泊分）までとなります。

Q11. クーポン券に有効期限はあるのか？

A11. クーポン券の交付日から交付日を含めて4日間が有効期限となります。

Q12. クーポン券を期限内に利用できない場合はどうなるのか？

A12. 有効期限を経過したクーポン券は使用することができません。また、換金や譲渡、転売などは不正行為にあたりますので、お止めください。

Q13. クーポン券交付を受け、一度、本土に戻り再来訪した場合、利用できるか？

A13. 有効期限である交付日から4日以内であれば利用可能です。また、二度目以降の来訪時も交付の要件である「しま旅旅行商品」など体験付きの商品を購入する者であれば何度でも申請交付は可能です。ぜひ、しま旅旅行商品など対馬での体験メニューを通じて様々な魅力に触れていただきたい。

Q14. クーポン券の事前予約はできるか？

A14. 事前予約はできません。必ずクーポン券申請交付窓口での申請を行ってください。なお、申請交付の要件である「しま旅旅行商品」など体験付きの商品を購入した者であれば申請交付を行うことができますが、それらを購入する者であっても全体で30,000人泊分の利用がされた時点でクーポン券の交付は終了となりますので、ご容赦ください。

Q15. 電話やインターネットなどでクーポン券の申請ができないか？

A15. できません。申請交付窓口での申請者の復路行程や宿泊などの確認が必要なため、必ず窓口にて申請のうえ交付を受けてください。

Q16. 申請の際に必要な手続きは？

A16. 申請交付要件である「しま旅旅行商品」など体験付きの商品を購入した者は申請交付窓口で「クーポン券交付申請書兼同意書」に必要事項を記載のうえ申請し、交付を受けることができます。それぞれ商品によって取扱が若干異なるため、その具体的な取扱は次のとおりです。

1) しま旅旅行商品（フリープラン）の購入者

- ・対象の旅行商品を購入した際に、航路又は航空路チケットや旅行に関する取引条件説明書面等と一緒にクーポン券の「引換券」が旅行会社から渡されます。
- ・対馬到着後、「引換券」を持ってクーポン券申請交付窓口へ行ってください。
- ・申請交付窓口で「クーポン券交付申請書兼同意書」と「引換券」により申請してください。
- ・申請時に復路の航路又は航空路チケットの確認を受けてください。
- ・以上の確認がとれましたらクーポン券を交付します。

2) わくわく乗船券（体験クーポン付き往復乗船券）の購入者

- ・九州郵船の乗船券販売窓口（博多港）でわくわく乗船券を購入してください。
- ・乗船券窓口で渡される体験クーポン付き往復乗船券のなかに「引換券」が綴られています。
- ・対馬到着後、「引換券」を持ってクーポン券申請交付窓口へ行ってください。
- ・申請交付窓口で「クーポン券交付申請書兼同意書」と「引換券」により申請してください。
- ・申請時に復路の航路チケットの確認を受けてください。
- ・以上の確認がとれましたらクーポン券を交付します。

3) 体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者

- ・オンライントラベルエージェント（例：じゃらん、楽天、るるぶ等）や宿泊施設独自の宿泊予約サイトで対馬での体験付き宿泊プランをオンライン決済により購入してください。  
※対馬への交通手段は別途個人手配となります。
- ・対馬到着後、クーポン券申請交付窓口へ行ってください。
- ・申請交付窓口で「クーポン券交付申請書兼同意書」により申請し、オンライン決済したことを証明するスマートフォンの画面等、復路の航路又は航空路チケットの確認を受けてください。
- ・以上の確認がとれましたらクーポン券を交付します。

Q17. 体験付き宿泊プランのオンライン予約決済の申請時の確認について、予約完了画面の提示でもいいのか？

A17. 予約完了画面の提示だけではクーポン券を交付することはできません。クーポン券の申請交付には対馬での宿泊と体験実施が要件となります。予約完了していてもその後のキャンセルが可能のため、オンライン予約による決済が完了していることを確認させていただきます。

Q18. クーポン券の申請交付は代理でも可能か？

A18. 旅行者ご本人の交通チケットや宿泊等の状況を確認させていただくため、代理での申請交付はできません。

Q19. クーポン券の利用対象とならないものは？

A19. 取扱加盟店以外での消費は対象となりません。取扱加盟店であっても宿泊、飲食、交通サービス以外は対象となりません。具体的には不動産、金融商品、たばこ、商品券、プリペイドカード等の換金性が高いもの、国税、地方税及び使用料などの公租公課、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務などが対象となりません。詳しくは、長崎県観光連盟にお問い合わせください。

Q20. クーポン券の転売や譲渡はできるのか？

A20. クーポン券は旅行者ご本人の申請に基づき交付するものです。他人への転売や譲渡は一切できません。また、現金と引き換えることもできません。

Q21. クーポン券の盗難や紛失等について何らかの保証はあるか？

A21. クーポン券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者（長崎県観光連盟）は一切の責を負いません。

Q22. クーポン券が汚損した場合の取扱は？

A22. クーポン券面の面積が5分の4以上であれば利用することは可能です。1枚であることが確認できないものは利用することができませんので、ご注意ください。

Q23. 有効期限内に使い切れなかったクーポン券はどうすればよいか？

A23. 未使用のクーポン券はお客様において処分してください。

Q24. クーポン券が利用金額に満たなかった場合、お釣りはもらえるのか？

A24. お釣りを出すことはできません。なお、逆にクーポン券の券面金額で不足する場合には、現金等で追加してお支払いください。

Q25. クーポン券は5,000円を一度に利用しないとイケないのか？

A25. クーポン券は1冊5,000円ですが、1,000円の5枚綴りとしています。そのため、1,000円単位で複数のコト消費に利用することは可能です。

Q26. 偽造と疑わしきクーポン券の利用があった場合の加盟店の取扱は？

A26. 明らかな偽造クーポンであれば加盟店は受領することができません。加盟店においては受領することなく、長崎県観光連盟へ報告してください。

Q27. 家族で旅行する場合、子供もクーポン券の申請交付対象となるか？

A27. クーポン券の交付要件となる「しま旅旅行商品」フリープランの利用者、「わくわく乗船券」の利用者、体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者に該当するのであれば、子供もクーポン券の申請交付対象となります。

Q28. 販売されている対馬観光クーポン券との併用はできるのか？

A28. 併用することはできません。対馬観光クーポン券の販売においても復路の交通チケットを確認しますので、チケットに確認印がある場合、重複してお渡しすることはありません。

Q29. 対馬観光クーポン券と違う点は？

A29. 対馬観光クーポン券は対馬來島後であっても1日以上宿泊が確認できれば5,000円のクーポン券を2,000円で購入することができる3,000円割引クーポンです。一方で、行っ得！つしまクーポン券は、「しま旅旅行商品」フリープランの利用者、「わくわく乗船券」の利用者、体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者との要件があるため、事前に対馬への旅行を予約して来島していることが前提として、クーポン券交付する5,000円の割引クーポンです。対馬観光クーポン券は4月末日までの期間で実施されるものであり、1ヶ月間は類似のクーポン券事業が実施されることとなりますが、それぞれ旅行者の旅行形態や要件に応じていずれかをお求めいただきたい。

Q30. 体験付き宿泊プランのオンライン予約決済の申請時の確認は、日本語以外の海外サイト（外国語表記）でも対象となるのか？

A30. 今回の取組は国内旅行者向けの施策になります。現地で体験付き宿泊プランの決済が終了していることの確認を要します。そのため、現地で内容確認ができない海外サイト（外国語表記）は対象とすることはできません。

※外国人の利用を制限するものではありません。日本人以外の方の利用であってもオンライン決済の内容確認ができるものは当然ながら対象となります。